

<様式 E・G>

【提出書類について】

①店舗別申請額計算書（E・G）

売上高方式の下限額で申請される方は、提出を省略できます。

- ②提出書類のうち、確定申告書の写し及び売上帳等の帳簿の写しについては以下のものを提出してください。

○確定申告書の写し

…令和2年分（2020年分）が申告済であれば「令和2年分」を提出、申告時期未到来であれば、「個人事業の開業届または法人設立届」および「営業実績のある直近3カ月の月末締め売上帳簿」等

○売上帳等の帳簿の写し

…開店月から2021年3月までの全ての月の売上帳等

なお、売上高方式の下限額で申請される方は、「売上帳等の帳簿の写し」が省略可能で、そのうち、以前に県の協力金（12/18～1/11実施分以降）の支給を受けたことがある方は、「売上帳等の帳簿の写し」に加えて「確定申告書の写し」も省略可能です。

※ただし、営業実態の確認等のため提出を求める場合があります。

※カラオケ設備利用自粛要請枠の対象となる方は、「確定申告書の写し」の省略はできません。

③その他の提出書類

対象となる要請枠の提出書類一覧をご確認ください。

<様式 F・H>

【提出書類について】

①提出書類のうち、確定申告書の写し及び売上帳等の帳簿の写しについては以下のものを提出してください。

○確定申告書の写し

…令和2年分（2020年分）が申告済であれば「令和2年分」を提出、申告時期未到来であれば、「個人事業の開業届または法人設立届」および「営業実績のある直近3カ月の月末締め売上帳簿」等

○売上帳等の帳簿の写し

…開店月から2021年3月まで、及び2021年4・5月の、全ての月の売上帳等

②その他の提出書類

対象となる要請枠の提出書類一覧をご確認ください。

名古屋市内	売上高方式
営業時間短縮 要請枠	カラオケ設備利用 自粛要請枠

店舗名

※いずれかに○をつけてください。

店舗別申請額計算書 ⑤

2020年4月2日以降、2021年3月31日までに新規開店した店舗等用

以下を記入して、支給額を計算しましょう。

申請店舗の開店日
年 月 日

※参照期間の日数は開店日～2021年3月31日までの、
定休日を含む日数です。

手順1

参照期間の1日あたりの飲食事業（カラオケ枠の場合はカラオケ事業）における売上高（税抜）はいくらですか？

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

参照期間の売上高	÷	参照期間の日数※	=	参照期間の1日あたり売上高単価
円(税抜)		日		ア： 円(税抜)

※1円未満の端数切り上げ

「ア」の金額が100,000円以下の場合	
協力金1日あたりの支給単価	イ： 40,000円 です。

「ア」の金額が100,000円超の場合	
〔アの金額〕 × 0.4 =	円
	※10万円を超える場合は、100,000円(上限額)
	1,000円未満切上
協力金1日あたり支給単価	ウ： 円
	※最大10万円

手順2

期間ごとの支給額を計算しましょう。

※いずれかの期間が対象外となる場合は、支給対象となる期間のみ計算してください。

※カラオケ設備利用自粛要請枠は4/20～5/11(まん延防止等重点措置の期間)のみ対象です。

【4/20～5/11（まん延防止等重点措置期間）にかかる協力金支給額の計算】

〔イまたはウの金額〕 ×	※最大22日間	=	
	協力日数 日		★1 円

【5/12～5/31（緊急事態措置期間）にかかる協力金支給額の計算】

〔イまたはウの金額〕 ×	※最大20日間	=	
	協力日数 日		★2 円

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額（上記★1、2）を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

名古屋市内	売上高減少方式
営業時間短縮	カラオケ設備利用
要請枠	自粛要請枠

店舗名

※いずれかに○をつけてください。

店舗別申請額計算書 ⑥

2020年4月2日以降、2021年3月31日までに新規開店した店舗等用

以下を記入して、支給額を計算しましょう。

申請店舗の開店日		
年	月	日

※参照期間の日数は開店日～2021年3月31日までの、
定休日を含む日数です。

手順1

参照期間と、2021年4～5月（2か月間）の1日あたりの飲食事業（カラオケ枠の場合はカラオケ事業）における売上高（税抜）をそれぞれ計算します。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」で割り小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数※ 日	=	参照期間の1日あたり売上高単価 ア： 円(税抜)
-------------------	---	---------------	---	--------------------------------

※1円未満の端数切り上げ

2021年4月の売上高 円(税抜)	+	2021年5月の売上高 円(税抜)) ÷ 61日 =	2021年4月～5月の1日あたり売上高単価 イ： 円(税抜)
----------------------	---	----------------------	-----------	--------------------------------------

※1円未満の端数切り上げ

手順2

協力金1日あたりの支給単価を計算します。

〔ア〕 - 〔イ〕	× 0.4 =	円
		※20万円を超える場合は、 200,000円(上限額)
		1,000円未満切上
		ウ： 円

協力金1日あたり支給単価

手順3

期間ごとの支給額を計算しましょう。

※いずれかの期間が対象外となる場合は、支給対象となる期間のみ計算してください。

※カラオケ設備利用自粛要請枠は4/20～5/11(まん延防止等重点措置の期間)のみ対象です。

【4/20～5/11（まん延防止等重点措置期間）にかかる協力金支給額の計算】

〔ウの金額〕	×	協力日数 日	=	★1 円
--------	---	-----------	---	---------

【5/12～5/31（緊急事態措置期間）にかかる協力金支給額の計算】

〔ウの金額〕	×	協力日数 日	=	★2 円
--------	---	-----------	---	---------

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額（上記★1、2）を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

※いずれかに○をつけてください。

店舗別申請額計算書 ㊄

2020年4月2日以降、2021年3月31日までに新規開店した店舗等用

以下を記入して、支給額を計算しましょう。

申請店舗の開店日
年 月 日

※参照期間の日数は開店日～2021年3月31日までの、
定休日を含む日数です。

手順1

参照期間1日あたりの飲食事業（カラオケ枠の場合はカラオケ事業）における
売上高（税抜）はいくらですか？

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、
税込売上高を「1.1」で割り小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

参照期間の売上高	÷	参照期間の日数※	=	参照期間の1日あたり売上高単価
円(税抜)		日		ア： 円(税抜)

※1円未満の端数切り上げ

手順2

期間ごとの支給額を計算しましょう。

※いずれかの期間が対象外となる場合は、支給対象となる期間のみ計算してください。

※カラオケ設備利用自粛要請枠は4/20～5/11(まん延防止等重点措置の期間)のみ対象です。

【4/20～5/11（まん延防止等重点措置期間）にかかる協力金支給額の計算】

「ア」の金額が83,333円以下の場合

協力金1日あたりの支給単価は**25,000円**です。以下を記入して支給額を計算しましょう。

$$25,000円 \times \begin{array}{|c|} \hline \text{※最大22日間} \\ \hline \text{協力日数} \quad \text{日} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{★1} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

「ア」の金額が83,333円超の場合

$$\{ \text{アの金額} \} \times 0.3 = \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

※75,000円を超える場合は、
75,000円(上限額)

協力金1日あたり支給単価 **イ：** ※最大75,000円
円

$$\{ \text{イの金額} \} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{※最大22日間} \\ \hline \text{協力日数} \quad \text{日} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{★1} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

【5/12～5/31（緊急事態措置期間）にかかる協力金支給額の計算】

「ア」の金額が100,000円以下の場合

協力金1日あたりの支給単価は**40,000円**です。以下を記入して支給額を計算しましょう。

$$40,000円 \times \begin{array}{|c|} \hline \text{※最大20日間} \\ \hline \text{協力日数} \quad \text{日} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{★2} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

「ア」の金額が100,000円超の場合

$$\{ \text{アの金額} \} \times 0.4 = \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

※100,000円を超える場合は、
100,000円(上限額)

協力金1日あたり支給単価 **ウ：** ※最大10万円
円

$$\{ \text{ウの金額} \} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{※最大20日間} \\ \hline \text{協力日数} \quad \text{日} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{★2} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額（上記★1、2）を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。

名古屋市外	売上高減少方式
営業時間短縮	カラオケ設備利用
要請枠	自粛要請枠

店舗名

※いずれかに○をつけてください。

店舗別申請額計算書 ④

2020年4月2日以降、2021年3月31日までに新規開店した店舗等用

以下を記入して、支給額を計算しましょう。

申請店舗の開店日
年 月 日

※参照期間の日数は開店日～2021年3月31日までの、
定休日を含む日数です。

手順1

参照期間と、2021年4～5月（2か月間）の1日あたりの飲食事業（カラオケ枠の場合はカラオケ事業）における売上高（税抜）をそれぞれ計算します。

※売上帳などに記載されている月間売上高を税抜で記入してください。税抜の売上高が分からない場合は、
税込売上高を「1.1」で割り小数点以下を切り上げて税抜売上高を算出してください。

参照期間の売上高 円(税抜)	÷	参照期間の日数※ 日	=	参照期間の1日あたり売上高単価 ア： 円(税抜)
-------------------	---	---------------	---	--------------------------------

※1円未満の端数切り上げ

(2021年4月の売上高 円(税抜) + 2021年5月の売上高 円(税抜))	÷ 61日 =	2021年4月～5月の1日あたり売上高単価 イ： 円(税抜)
---	---------	--------------------------------------

※1円未満の端数切り上げ

手順2

協力金1日あたりの支給単価を計算します。

(ア) - (イ)	× 0.4 =	円
		※20万円を超える場合は、 1,000円未満切上 200,000円(上限額)
		ウ： 円

※最大20万円

協力金1日あたり支給単価

手順3

4/20～5/11(まん延防止等重点措置期間)の協力金1日あたりの支給単価の上限額を計算します。

(ア)	× 0.3 =	協力金1日あたり支給単価上限額 エ： 円
-----	---------	----------------------------

※1,000円未満切上した金額を記入

手順4

期間ごとの支給額を計算しましょう。

※いずれかの期間が対象外となる場合は、支給対象となる期間のみ計算してください。

※カラオケ設備利用自粛要請枠は4/20～5/11(まん延防止等重点措置の期間)のみ対象です。

【4/20～5/11（まん延防止等重点措置期間）にかかる協力金支給額の計算】

〔ウ〕及び〔エ〕のうち いずれか低い方の金額	×	協力日数 日	=	★1 円
---------------------------	---	-----------	---	---------

※最大22日間

【5/12～5/31（緊急事態措置期間）にかかる協力金支給額の計算】

〔ウの金額〕	×	協力日数 日	=	★2 円
--------	---	-----------	---	---------

※最大20日間

店舗ごとに作成し、当該店舗の支給額（上記★1、2）を交付申請書の各店舗の申請金額欄に転記してください。